1_申請資格

問	回答
近畿大学次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）の採用予定数について。	採用予定人数は目安です。学年間の競争率が大きく変わることがないように、採用人数は調整されます。 例えば応募数が少ない学年から多い学年に人数を回して調整されますので、ご安心ください。
他大学からの進学者も対象となりますか。（※来年度博士後期課程1年生）	9月入試で合格し、授業料をすでに納付した方については対象となります。
定年退職後に入学した場合も対象となるでしょうか。	年齢制限はありません。ただし、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨を踏まえた選抜が行われます。
来年度も安定した収入が得られるのかどうか分からない場合、申し込みは可能でしょうか。	申請可能です。ただし、採用後に安定した収入を得ることが確実となった場合は、本プロジェクトを辞退することとなります。
日本学術振興会特別研究員と、SPRINGプロジェクト生を同時に申請することは可能でしょうか。	基本的には、前年度の学振に申請していることがSPRING申請の条件となっております。両方に採用された場合には学振を優先して頂き、SPRINGのメンバーからは外れます。なお、すでに学振に採用されている方はSPRINGには申請できません。
「学術振興会特別研究員に申請した学生を優先的に採用します。」となっていますが、６年制の学部生はまだ申請できる対象者ではありませんが、SPRING選考の際、不利となりますか。	仰るケースについては不利益が生じないように配慮して選抜をします。
留学生は応募可能でしょうか。	区分２としての応募が可能です。 学内予算を使用　研究クラスター学生として採用となります。支援内容等詳細は募集要項をご覧ください。
留学を検討している場合に支援を受けることは可能でしょうか。	大学を休学する場合は支援を停止・もしくは終了となりますが、研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がない場合は継続して支援可能です。

2_奨学金・所得について

問	回答
SPRINGと併用してJASSO （日本学生支援機構）で奨学金を受けることは可能でしょうか。	本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSO の奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途ご相談ください）。 なお、上記整理とは別に、給付型奨学金については JASSO において併給を不可としている可能性がありますので、必ず JASSO にも確認を取っていただくようお願いします。また、令和 5 年度以降に JASSO の第一種奨学生として採用された学生については「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。令和8年度以降、本事業の選抜学生において、研究奨励費（生活費相当額）の支援を受ける学生と受けない学生が生じることから、「特に優れた業績による返還免除」における取扱いに一部変更が生じます。本事業の選抜学生であっても、研究奨励費（生活費相当額）の支援を一度も受けてない学生は、「特に優れた業績による返還免除」の対象となりえます（各大学内における選考・推薦の対象となりえます）。研究奨励費（生活費相当額）の支援を受ける学生は、引き続き「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。詳細については JASSO のウェブページをご確認ください。 JASSO ウェブページ　：　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/
民間等の奨学金で年間240万円以上の生活費支援を受けている日本人学生について、区分1の対象になるでしょうか。	給付型奨学金により240万円（複数獲得している場合はその合計）の生活費支援を受けている学生については、区分1の支援対象とすることは可能ですが、研究奨励費の支給はできません。なお、貸与型奨学金については金額の多寡にかかわらず、研究奨励費を含め支援対象とすることが可能です。
選抜学生がJASSO 以外の団体から奨学金や助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金、研究費等）を受けることは可能でしょうか。	基本的に受給することに問題ありませんが、本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」することを目的としています。そのため、奨学金等の用途が研究に専念するための支援（生活費）である場合、本事業の目的と重複するため、年収にカウントいただく必要があります。一方で、研究費や授業料免除など研究の推進のための支援である場合は、本事業の目的とは重複しませんので収入にカウントいただく必要はありません。また、貸与型の奨学金は生活費が用途であっても収入に含める必要はありません。なお、相手側機関において併給を不可としている可能性がありますので、必ず相手側機関にも確認を取っていただくようお願いします。
社会人（日本人学生）であっても、現在、240万円以上の給与等を受給していない者については、区分3ではなく区分1での支援という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
現在、企業から給与等を受給されていない等、生活費相当額を受給していない社会人（例えば一度社会に出てから早期に企業等を退職し、博士後期課程に進学した学生等）も対象となるでしょうか。	ご理解のとおりです。
アルバイト収入は安定した収入とみなされますか。	安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入（典型的には RA/TA 業務などによるもの）については、安定した所得とはみなしません。

SPRING支援期間中に起業した場合、支援は継続されますか。	下記①②のいずれにも該当すると判断された場合は支援継続可能です。 ① 研究課題の遂行やキャリア開発・育成コンテンツの参加等に支障が生じない ② 選抜学生自らが役員等となること ただし、安定的な240万円/年以上の役員報酬等を得る場合は区分３となります。

3_申請書類について

問	回答
研究題目は博士課程修了時の想定するタイトル、あるいは修士学位論文提出時のタイトルを書くのでしょうか。	博士課程において取り組むテーマを反映したタイトルにしてください。
申請書の作成時の書式および添付資料について、周囲の余白や段落幅の設定変更は行ってもよいでしょうか。	フォントサイズ以外の書式（行間の高さ・行送り・段落・余白・カラー設定など）に関する指定は特に無く、任意で問題ありません。フォーマットを変えなければ、誌面を自由にご使用していただいて問題ありません。読みやすさを考慮して作成してください。
研究業績の資料として添付する内容・分量について。	特に指定はありません。ページ数が多くなっても構いません。
「学術論文等に発表した論文」の資料について。	「学術論文等に発表した論文」の資料として、別刷のPDF（掲載を決定されたものはその通知、投稿中の場合は投稿原稿）をつけていただいても構いません。
申請書様式1のIII(2) について、予稿の提出がない学会の場合、プログラムのみの提出でもよいでしょうか。	プログラムのみでも構いません。
推薦書の書式（行間・余白）について。	行間と余白のレイアウトは任意に設定していただいても差し支えありません。
PDFを1つにまとめる際の順番・指定について。	「申請書 → 研究業績の資料 → 推薦書」の順で1つのPDFに結合して送付してください。
学生が研究コアに参加していることが応募条件として必須でしょうか。	現在興味のあるコア（参加してみたいコア）を記載していただければ結構です。
提出を済ませた後の資料の差し替えは可能でしょうか。（※期限内の場合）	締切日17時までであれば受理可能です。再提出時においても指導教員から提出していただき、差替え分とわかるように申請書のファイル名を変更してください。
受賞は書類締切前に決定していたが、書類到着が締切後となりました。そのため受賞歴欄へ反映できておりません。当該受賞を追記できますか。（※期限後の場合）	締切後は審査が開始されているため、追加の書類は受理できません。